

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	薬事管理課	整理番号	3-1
許認可等の種類	第一種大麻草採取栽培者の免許			
根拠法令条例等・条項	大麻草の栽培の規制に関する法律第5条第1項			
許認可等の概要	第一種大麻草採取栽培者の免許			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>・長野県第一種大麻草採取栽培者免許申請審査基準</p> <p>第一種大麻草採取栽培者の免許は、次に掲げる要件をすべて満たす者であって、産業用途として、大麻草から製造される製品の原材料を採取する目的等に妥当性が認められる場合に限り与える。</p> <p>1 欠格要件 法第5条第2項の各号に定める事項に該当しないこと。</p> <p>2 大麻草栽培の妥当性 (1)大麻草の栽培が、薬物乱用の助長等保健衛生上の危害及び犯罪発生を助長させる恐れがないものであること。 (2)保健衛生上の危害防止の観点から、大麻草の栽培が、単なる趣味・嗜好を目的としたものでないこと。 (3)大麻草の栽培及び栽培によって得た種子、繊維等の利用計画が実現可能であり、栽培から製造した製品の供給に至るまでの全ての過程が明確にされていること。 (4)播種する大麻草の種子等の量、栽培方法及び見込まれる大麻草の収穫量が明らかであること。 (5)栽培により得られる大麻草の種子及び繊維等の販売又は譲渡先及びその必要数量が明らかにされていること。</p> <p>3 栽培管理 (1)栽培地の面積は、概ね1アール(100㎡)以上あり、かつ、その栽培目的及び事業計画から判断して過不足がないこと。 (2)個人が申請する場合、栽培地の近隣に居住の本拠地があり、かつ、自ら実地に栽培管理を行うこと。 (3)法人又は団体が申請する場合、あらかじめ大麻草の栽培、保管管理等、関連する過程を明確にするとともに、統括責任者及び過程ごとの責任者を定めた責任管理体制を有していること。また、役員又は従業員のうち、実地に栽培管理を行う者の居住の本拠地が栽培地の近隣にあること。 (4)栽培地や保管施設等と、事務作業を行う場所が壁や扉等で明確に分離されていること。また、大麻を業務上取り扱う事務所が、常時居住する場所と明確に分離されていること。 (5)その所有する大麻を保管する場合は、当該大麻を業務上取り扱う事務所内に、施錠のできる設備を有すること。 (6)その所有する麻薬を保管する場合は、当該麻薬を業務上取り扱う事務所内に、施錠のできる堅固な設備を有すること。 (7)その所有する発芽不能未処理種子を保管する場合は、業務上大麻を取り扱う事務所又は大麻に係る事務作業を行う場所内に、施錠のできる設備を有すること。 (8)栽培する大麻草は、法第12条の3第1項の規定に適合する品種であること。 (9)大麻草の種子等の入手先が、あらかじめ明らかにされており、かつ、不正栽培により得られたものでないこと。 (10)大麻草の交雑を防止するため、周辺に栽培地や大麻草の自生地がある場合には、以下の措置が講じられていること。 ア 周辺に別品種の大麻草を栽培する栽培地が存在し、かつ、これらの場所から一定の距離が取れない場合は、ビニルハウス等の設備内で栽培を行うこと。 イ 周辺に大麻草の自生地が認められ、かつ、これらの場所から一定の距離が取れない場合は、以下のいずれかの措置を講じていること。 (ア)作付けごとに、3(8)及び(9)に適合する種子等を用意して栽培を行うこと。 (イ)種子採取用の大麻草は、ビニルハウス等の設備内で栽培を行うこと。</p> <p>4 盗難防止対策 容易に部外の者が立ち入ることのないよう、栽培地や施設等の周囲にネット、簡易な柵その他の必要な盗難防止設備を設けること。</p> <p>5 その他 申請者がその栽培地において大麻草を栽培するための正当な権原を有すること。</p> <p>【参考】 ・大麻草の栽培の規制に関する法律第5条第1項 第一種大麻草採取栽培者になろうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、栽培地の属する都道府県の知事(以下「都道府県知事」という。)の免許(以下この章において単に「免許」という。)を受けなければならない。</p>			
基準の制定根拠	令和7年1月10日付け医薬発0110第2号厚生労働省医薬局長通知			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	50日			
期間の制定根拠	—			